

傷病手当金を請求される方へ

太陽誘電健康保険組合

1. 退職後の傷病手当金とは

在職中1年以上継続して健康保険の被保険者期間(任意継続被保険者期間は除く)がある方が退職する際、退職日において傷病手当金を受けられる状態にあるときは、退職後も引き続き、同様(同傷病)の給付を受ける事が出来ます。

2. 注意事項

- 記入もれ、間違いがないか確認してください。訂正箇所がある場合は、訂正印を押印下さい。
- 1ヶ月毎に請求ください ※終了時の請求については、請求期間が2か月以内であれば申請可能
- 医師の証明は、請求期間経過後に受けてください。
- 病院を転院する場合は請求書を分けて作成し、それぞれの病院で医師の証明を受けてください。
- 「診療実数日」が「0日」は原則認められません。
- 失業給付と併用して傷病手当金の受給はできません。請求される場合は、ハローワークで失業給付受給期間延長申請を行ってください。その後、失業給付受給延長申請が分かる書類(「離職票」の写し・「受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長通知書」の写し)を添付してください。
- 現在加入している健康保険(国民健康保険・扶養家族)の情報は、現在の治療状況を医療保険者へ照会させていただく際に必要です。※任意継続被保険者の方は不要です。
- 医療機関を受診した「診療明細書の写し」、お薬をもらわれている方は「調剤明細書・薬剤情報提供書の写し」を必ず添付してください。※任意継続被保険者の方は不要です。
- 初回に提出いただいた「同意書」により、支給決定にあたって、医療機関(医師)・医療保険者・ハローワークへ照会確認させていただくこともあります。
- 「控え」が必要な場合は事前にコピーを取っておいてください。健康保険組合ではコピーを取ることができません。
- 健康保険組合への問い合わせは、必ず、「被保険者証の記号・番号・氏名」で照会下さい。
- 添付もれ、記入もれ、虚偽申告の場合、傷病手当金は支給できません。

3. 請求書の提出について

- ・傷病手当金の請求は請求期間の翌月からの受付となります。(当月中は請求できません)
- ・請求期間の翌月になりましたら、健康保険組合にご提出ください。

<〒370-8522 群馬県高崎市栄町8-1 太陽誘電健康保険組合 宛て>

4. 提出書類について

【任意継続被保険者】での請求には、以下の書類を添付してご提出ください。

- 1.「傷病手当金・傷病手当付加金請求書」(別添①)
- 2.「継続請求・退職者用 傷病手当金請求に伴う本人状況報告書 ※毎回添付」(別添⑦)
- 3.「離職票」の写し・「受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長通知書」の写し

【当健康保険組合喪失者】での請求には、以下の書類を添付してご提出ください。

- 1.「傷病手当金・傷病手当付加金請求書」(別添①)
- 2.「継続請求・退職者用 傷病手当金請求に伴う本人状況報告書 ※毎回添付」(別添⑦)
- 3.「離職票」の写し・「受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長通知書」の写し
- 4.現在加入している健康保険の「資格情報のお知らせ」の写し
- 5.医療機関を受診した「診療明細書」の写し、お薬をもらわれている方は「調剤明細書・薬剤情報提供書」の写し

【ご案内】

申請書は、太陽誘電健康保険組合のホームページよりダウンロードしてください。

[太陽誘電健康保険組合ホームページ > 申請書一覧 > 給付・請求に関する書式]

9. お問い合わせ先

太陽誘電健康保険組合 給付担当

< TEL:027-322-1310 Eメール:taiyokenpo@jty.yuden.co.jp >